

業務説明資料

1 件名 新横浜地区緑化育成業務委託

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 (詳細は別紙街路樹台帳・図面参照)

	通り名称※1	街路樹			植栽地面積	
1	新横浜中央通り	カツラ・コブシ・ヤマボウシ	63	本	893.5	m ²
2	アリーナ通り	ケヤキ	59	本	377.5	m ²
3	スタジアム通り	ハナミズキ	43	本	215.8	m ²
4	新横浜駅前公園通り	カツラ	7	本	37.2	m ²
5	交通安全協会会館通り	シデコブシ	9	本	28.9	m ²
6	F・マリノス通り	ケヤキ・カツラ	33	本	174.5	m ²
7	ラーメン博物館通り	コブシ	15	本	135.5	m ²

※1 路線名はすべて新横浜駅前通り

4 業務目的

横浜市は、「ガーデンシティ横浜」の推進に向け、そのリーディングプロジェクトである「ガーデンネックレス横浜」で都心臨海部の花と緑による魅力の創出に取り組んでいます。

新横浜周辺は、横浜みどりアップ計画[2024-2028]において、都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり事業を推進するエリアとして位置づけられています。市内外から多くの人が訪れる大規模国際大会の開催を契機に、横浜の魅力をPRする場として新横浜地区の7路線の街路樹植樹枠に、グリーンインフラを取り入れた整備を行いました。そして、過年度に行われたラグビーワールドカップ 2019 及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催期間においては、「花と緑あふれる環境先進都市」として横浜の魅力をPRしました。また、今後も街路樹の美化を維持し魅力ある空間演出をすることで、2027年国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成に繋げるため、整備した施設及び街路樹等の質の高い育成管理を行います。

本業務は、新横浜地区の対象7路線において、周辺環境と街並みに調和した美しい景観づくりを目指し、街路樹を安全かつ良好に維持管理し、植栽地の低木や草花の成長を見据え、GREEN×EXPO2027を考慮した長期的な視野で育成管理を行うことと、ガーデンネッ

クレス横浜開催期間を中心に花による賑わいを創出するため、花壇等を効果的に演出することを目的とします。

5 本業務の特徴

上記の業務目的を実施するにあたり、本業務において、通常の維持管理業務と大きく異なる点は下記の2つです。

(1) 対象地を安全かつ美しく維持管理する体制と技術力

今回の業務範囲である街路樹は新横浜地区都心域にある約230本が対象であり、多数の樹種でかつ広範囲にわたるため良好な樹形を保つためには、樹木剪定の技術を十分に理解したうえで、街路樹の生育状況を見極めながら、時期に応じた作業を行わなければなりません。また安全性を保つために支障枝等を適宜取り除き、強風時の枝折れ等緊急時には迅速に対応できる管理体制を構築する必要があります。

また、植栽地やプランターでは花などの見ごろの時期を揃え、全体が調和するよう各種植物の選定、維持管理を行うなど、植物管理に関する豊富な経験に基づき、植栽地や花壇を総合的に美しく育成する高い技術が必要になります。

(2) イベント等と連携した魅力的な修景提案

対象となる路線の植栽地・プランターでは、大規模国際大会などのイベントの開催に合わせ、宿根草や一年草などの組み合わせにより祝祭感のある美しい緑と花の空間を演出することが求められます。

植え替えに当たっては、大規模国際大会や、ガーデンネックレスなど、期間中に開催されるイベントの時期を考慮し、修景のコンセプトを設定した上で、花苗の種類、色彩などを工夫した、魅力的な提案を行っていただきます。

6 業務概要

ア 対象面積等 街路樹 229本 植栽地面積 1, 863m²

イ 種別 街路

ウ 主な業務内容

- ・ 低木、多年草、一年草等が混植された、新横浜地区の魅力形成・賑わいづくりとなる植栽帯を育成する。
- ・ 街路樹を安全かつ周辺の街並みや景色を含めた一帯の景観の中で育成する。

エ 配慮事項

- ・ 新横浜地区では、平成30年から令和2年の期間において、新横浜町内会が横浜みどりアップ計画[2019-2023]の「地域緑のまちづくり事業」として地域緑化計画を策定し、民有地緑化や緑化活動に取り組んできました。協定締結期間終了後も、町内会は

道路協力団体として美化活動等を行っています。

業務の遂行にあたっては、上記地域団体など地域との連携を検討してください。

- ・散水用の水として港北水再生センターの砂ろ過水を無償で提供します。

才 数量関係

- ・必要に応じた街路樹の剪定、ヤゴ取り 街路樹 229本
- ・除草 植栽地内 約1,800m²／回 適宜
- ・中低木刈込 適宜 約1,100m²
- ・多年草等育成管理 植栽地内 約850m²
- ・植替および植付
植替草花 約4,000鉢
球根植付け 約3,000球
- ・補植 適宜
- ・その他

7 実施スケジュール概要

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						本委託による育成管理期間						
2026												
2027		修景重点期間					修景重点期間				修景重点期間	
2028			春季イベント				秋季イベント					春季イベント

8 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、下記の通り報告書を街路樹維持業務委託仕様及び公園緑地等維持業務共通仕様書に基づき、履行期限までに納入して下さい。
 - ・季節変化に応じた各対象地のデザイン案の資料
 - ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理委託で提出するもの
 - ・育成マニュアル(案)（実績や日誌などを取りまとめ、今後に活用するためのもの）
 - ・長期的視点（3年程度）でみた樹木・植栽の育成計画案の資料
 - ・その他監督員との協議により必要と求めたもの。
- (2) 成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
- (3) 成果品の納入先はみどり環境局北部公園緑地事務所とします。
- (4) 体裁・部数
 - ・紙（ファイル綴じ）： 1部
 - ・電子データ（CD—RまたはDVD—R）： 1部

- ・その他詳細は監督員との協議による。

9 その他

- (1) 業務の履行にあたっては季節変化に応じた全体デザイン案の資料を作成し、担当職員と協議を行いながら進めること。
- (2) 目標の景観像を設定し、長期的視点（3年程度）でみた樹木・植栽の育成計画案を作成したうえで業務を進めること。
- (3) 施設管理者及び交通管理者への手続きについて
本業務の履行にあたっては施設管理者である横浜市港北土木事務所に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また街路の作業においては各所管の交通管理者（警察署）に必要な手続きをとり、業務を履行すること。
- (4) 使用する花苗については、別紙花苗リスト表から選択すること。花苗リスト表に記載されていない品種の使用を希望する場合は、監督員と協議すること。
- (5) 業務上知り得た情報及び成果物について、委託者の了承を得ずにこれを使用、第三者への提供又は公表をしてはならない。
- (6) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については両者協議の上、監督員の指示に従うこと。
- (7) 3か月に1回程度、横浜市が定めた「業務評価表」を用いて、現場の仕上がり具合今後の改善内容を確認すること。
- (8) 対象地においては、工事等により面積等の数量が変更になることがあります。